

[事案 29-265] 新契約無効請求

・平成 30 年 8 月 3 日 和解成立

<事案の概要>

募集人が払済保険について適切な説明をしなかったことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 28 年 9 月に契約した低解約返戻金型終身保険について、以下の理由により、契約を無効にしてほしい。

- (1) 契約時に、乗合代理店の募集人に対し、住宅を購入する予定であるため、もし保険料が払えなくなった場合はどうしたらよいかと質問したところ、解約すると損になるが、払済保険に変更すれば損にならないと説明された。
- (2) しかし、上記説明は誤っており、契約から一定期間が経過しないと（払済保険に変更した後の保険金額が一定額を超えないと）払済保険には変更できない上、払済保険に変更すると損になるものであった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人に対し、払済保険についての一般的な説明をしたのみであり、いつでも払済保険に変更できるとか、損にならないといった説明はしていない。
- (2) 払済保険に変更できる時期については、契約の重要な要素ではないため、申立人に認識の違いがあったとしても契約を無効とする理由とはならない。また、募集人が説明すべき事項とまではいえない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人はいつでも払済保険に変更できると誤解していたことが認められるものの、契約の重要部分についての誤解とはいえないため、契約を無効とすることは認められないが、以下の理由等により、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 募集人は、申立人から質問を受けなかったため、いつから本契約を払済保険に変更できるのかについて説明しなかった。
- (2) 募集人が口頭でこのことを説明する義務はないが、募集人は、申立人が住宅を購入する予定で、保険料を払えなくなった場合のことを心配していたことは分かっていたから、払済保険に変更するためには一定の制約があることを説明することが期待された。